

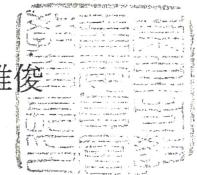
写

別紙様式第2号（第3関係）

令和2年1月22日

奈良市議会議長 森田一成様

回答者 奈良市教育長 中室 雄俊



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松下幸治議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	インフルエンザ対策について ①インフルエンザ対策における労務管理 ②同時多発的危機時における業務継続計画等 ③インフルエンザ感染拡大防止策の実施状況 ④インフルエンザ感染拡大防止など医療政策上で有効とされる口腔ケアの推進
回答内容	③インフルエンザ感染拡大防止策の実施状況 議員ご指摘のとおり、学校等での集団生活は、インフルエンザの感染が拡大しやすい環境です。 加湿することにより、喉や鼻の粘膜の機能を改善する効果が期待されるため、インフルエンザ感染予防対策として、加湿機能付き空気清浄機の利用は有効であると認識しております。しかし、学校の教室など換気を頻回に行う空間では、加湿機能付き空気清浄機の効果が期待できず、また、財政負担の観点からも、全教室に設置することは、現時点では困難であると考えています。 各学校園に対しては、インフルエンザ対策として奈良県教育委員会からの通知を送付しており、この中で厚生労働省と文部科学省のホームページを参照し、各学校において対策を講じるよう注



意喚起しています。

現在、各学校園においては、手洗い、咳エチケットの励行、マスクの着用、こまめな水分補給などインフルエンザの予防に努めているところですが、今後は、自分の健康を自分で守るための健康教育をさらに充実させすることが必要であると考えております。

冬季長期休業の延長につきましては、学校におけるインフルエンザ感染拡大に対して効果は期待できるものの、授業日数の不足分の確保という課題を解決する方法を考える必要があると考えます。

現在、奈良市においては、インフルエンザによる児童生徒の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則に基づき、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」としています。

また、インフルエンザの流行開始期の学級・学年閉鎖及び臨時休業の基準については、県保健予防課からその基準が示されており、例えば、学級閉鎖においては、7日以内に同一学級において、インフルエンザと診断が報告された児童生徒が、1人以上、かつ、その学級における「かぜ・インフルエンザ」による欠席率が10%～15%と急速に高くなった場合は、校長は学校医と協議した上で実施しております。

(担当部局：教育部 保健給食課)

受理日 令和2年 1月22日